

東日本大震災により本県に避難されている方の県営住宅への入居について

1 入居できる県営住宅

対象者		災害公営住宅	一般県営住宅	
福島県被災者	居住制限者 (現在の避難指示区域に居住していた方)	入居可 随時募集中 (先着順にて申込み受付)	入居可 定期募集 (年 4 回 4 月, 7 月, 10 月, 1 月) ※一部の団地では随時募集を実施	
	居住制限者以外	自主避難かつ住宅滅失者		入居可 随時募集中 (先着順にて申込み受付)
		自主避難者		
福島県以外被災者 (茨城県, 岩手県, 宮城県の被災者)		入居可 随時募集中 (先着順にて申込み受付)		

※ 災害公営住宅 (2 団地) 藤が原アパート (水戸市), 勝倉アパート (ひたちなか市) 敷金 (3 か月分) 免除等の措置があります。

2 入居者資格 (一般県営住宅・災害公営住宅共通)

対象者		入居者資格	
居住制限者 (現在の避難指示区域に居住していた方)		ア 現に住宅に困窮していることが明らかであること イ 申込名義人及び同居親族が暴力団員でないこと	
居住制限者以外 (福島県自主避難者, 茨城県被災者, 岩手県・宮城県で被災し本県に避難している者等)	住宅滅失者 ※右欄の入居者資格に加え, 住宅が滅失していること ※子ども・被災者支援法による支援対象避難者は, 居住実績証明書	入居者資格	
		ア 申込名義人が県内に居住又は勤務していること	支援対象避難者 要件緩和
		イ 同居親族又は同居しようとする親族があること ※ 単身者は, 昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方, 障害者 (身体障害手帳 1~4 級, 精神障害手帳 1~3 級, 療育手帳㉔~㉞), 生活保護被保護者などの要件に該当する場合に入居が可能。	分離避難の場合 は分離前の世帯状況による
		ウ 独立の生計を営む者で, かつ, 同居または同居しようとする親族と同一生計であること	要件緩和
	自主避難者 ※子ども・被災者支援法による支援対象避難者は, 居住実績証明書	エ 収入基準を超えないこと (政令月収 一般世帯 158,000 円, 裁量世帯 214,000 円)	分離避難の場合 は収入計算の特例あり
		オ 現に住宅に困窮していることが明らかであること	要件緩和
		カ 県税及び市町村税を滞納していないこと	
		キ 公営住宅の家賃を滞納していないこと (民事訴訟法第 275 条 1 項の和解による和解条項履行者を含む。)	
	ク 申込名義人及び同居親族が暴力団員でないこと		

※ 災害公営住宅入居は, 居住制限者以外は上記に加えて住宅が滅失していることが必要です。

※ 子ども・被災者支援法による支援対象避難者とは, 「23.3.11 に福島県中通り及び浜通り (避難指示区域を除く) に居住していた方」です。